

関東高等学校選抜ヨット大会・国際420級東日本選手権

標準ペナルティー Standard Penalties [SP]

Notice to Competitors

レース委員会は、帆走指示書（SI）14.3に従って、下記の Standard Penalties を適用する。

SI	指 示 内 容	ペナルティー
18.1	420 級乗員届を指定時刻までに提出しなかった	1 点
18.2.1	出艇申告をしなかった	1 点
18.2.2	帰着申告をしなかった	1 点
18.2.3	リタイア申告をしなかった	1 点
18.2.4	リタイア報告後の再出艇の申告をしなかった	1 点
19.1	引き続き行われるレースにおける乗員交代申告をしなかった	1 点

- ① レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定される。
- ② ペナルティーが課された後の得点は、そのレースの「DNF」の得点より悪くなることはない。
- ③ 引き続きレースが行われた場合には、SI 18.2.1 の出艇申告手続きの誤りについては当日の一連のレースの最初のレースのみ、同様に SI 18.2.2 帰着申告手続きの誤りについては、その当日の一連のレースの最後のレースのみにペナルティーを課す。
- ④ 引き続き行われるレースにおける乗員交代申告をしなかった場合には、当日の一連のレースの最初のレースのみにペナルティーを課す。